

学位論文審査の要旨

	黒田 洋子 【比較社会文化学専攻】 (平成4年本学人文科学研究科修士課程史学専攻修了)	要 旨
学位申請者		<p>本論文は、奈良時代（8世紀）の造東大寺司写経所において作成保管された文書を根幹とする正倉院文書について、公文と書状という二系統の伝達システムによる構造を明らかにしたものである。</p> <p>第一部は公文を対象とした研究で、造宮関係帳簿、財政関係帳簿、六宗関係帳簿など主要な帳簿について分析して考察した。天平宝字年間の文書が写経所案主の上馬養によって管理され宝物に付随して残されたという正倉院文書伝来の契機について明らかにし、銭用帳から銭貨の機能について、支払い手段としてだけではなく交換機能にこそ本源的機能があることなどを指摘した。また、六宗の僧侶によって作成された布施勘定帳について、経典の目録であったものが、経典の出納簿へと転換したことを明らかにした。さらに、官人の周辺には運送に携わりながら文筆技術を会得し官人身分を獲得するに至る身分的周縁階層が存在したことなどを指摘した。</p> <p>第二部は書状を対象とした研究で、正倉院文書の書状が願意を伝えることを用途とするもので、公文とは異なる淵源に基づくものであることを指摘した。特に書体に着目して、『国家珍宝帳』に見える「王羲之書法廿卷」が草書の初学者用の手習い箱であり、楷書作品の箱とともに赤漆欄木の厨子に納められたこと、正倉院文書の書状には草書の受容定着はみられないこと、楷書と行書については王羲之『集字聖教序』の受容が認められることが明らかとなった。また、王羲之の受容については、まず概念の受容があり、楷書・行書の受容、草書の受容と段階的に受容され、平安時代初期の草書の本格的受容に向けた基盤が整備されたこと、その担い手として律令国家の実務官人層が想定されることなどが論じられた。</p> <p>審査委員会は、平成31年1月7日、2月7日、2月21日の3回行われた。審査委員からは正倉院文書の公文と書状から多様な事象が明らかになったことが高く評価される一方で、本論文の研究史的位置づけが不十分な点、楷書、行書、草書という書体の成立過程の理解への疑問点などが指摘された。申請者はこれらの指摘に対して真摯に修正を行い、2月21日の公開発表会では論文の概要を文書等の写真を使用しながら詳細に説明し、質問に対して的確に回答した。よって、審査委員会は、本論文を、博士（人文科学）、Ph. D. in Japanese History を授与するに相当するものと認めた。</p>
論文題目	正倉院文書の一研究	
審査委員	(主査) 教授 古瀬 奈津子	
	准教授 松岡 智之	
	助教 大藪 海	
	教授 伊藤 美重子	
	准教授 戸川 貴行	
インターネット公表	<p>○ 学位論文の全文公表の可否（可・<input checked="" type="checkbox"/>否）</p> <p>○ 「否」の場合の理由</p> <p>ア. 当該論文に立体形状による表現を含む</p> <p>イ. 著作権や個人情報に係る制約がある</p> <p>ウ. <input checked="" type="checkbox"/> 出版刊行されている、もしくは予定されている</p> <p>エ. 学術ジャーナルへ掲載されている、もしくは予定されている</p> <p>オ. 特許の申請がある、もしくは予定されている</p> <p>※本学学位規則に基づく学位論文全文のインターネット公表について</p>	